

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開催日時	令和6年1月15日(月) 午前10時00分～
開催場所	市役所 第3分館 3階 第4会議室
出席者	会長：大西雅裕 委員：奥田委員、川北委員、木上委員、肥田委員
欠席者	なし
案件名	(1) 民営化に伴う保育所の認可（令和6年4月）について （審議） ・（仮称）桜丘北保育園
提出された資料等の名称	資料1 民営化に伴う保育所の認可（令和6年4月）予定について 資料2 （仮称）桜丘北保育園 児童福祉施設認可審査表及び添付資料 参考資料1 関係法令等抜粋 参考資料2 市内施設位置図 参考資料3 （仮称）桜丘北保育園の仮設園舎・本園舎平面図
決定事項	民営化に伴う保育所の認可1件について、意見を徴取した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	
所管部署 (事務局)	枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課 保育幼稚園入園課 公立保育幼稚園課

## 審 議 内 容

### 【会長】

ただいまより、令和5年度第2回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を開催いたします。それでは冒頭、事務局からお願いをいたします。

### 【事務局】

改めまして、こんにちは。枚方市子ども未来部、私立保育幼稚園課課長をしております西田と申します。よろしくお願いいたします。本日の委員の出席状況ですが、委員5人のうち全ての方、5人の方に御出席いただいております。枚方市社会福祉協議会条例第7条第3項の規定に基づき、本審査部会が成立していることを御報告させていただきます。本日は令和5年度第2回の審査部会となります。そして今回から新たに社会福祉事業従事者1名の委員が選任され、御出席いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。社会福祉法人枚方市社会福祉審議会の副会長を務めておられます、肥田時子委員でございます。

### 【委員】

どうぞよろしくお願いいたします。

### 【事務局】

なお、肥田委員は令和4年度第1回まで委員を務めていただいております。肥田委員には事前にお時間をいただきまして、簡単ではございますが本認可審査部会の概要及び第1回の会議内容について御説明をさせて頂いております。

改めまして、本日はよろしくお願いいたします。なお、事務局の紹介は机の上に配席図を置かせていただいておりますので、そちらの資料で紹介に代えさせていただきますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

### 【会長】

ありがとうございます。本日の審査部会は10時から始まり、11時半に終了の予定となっておりますけれども、可能な限りスムーズに審議進行を進めていきたいと思っておりますので、何とぞ御協力よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から案件の概要説明と資料の確認をお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、本日の案件の概要について説明をさせていただきます。

本日の案件1は、令和6年4月の民営化に伴う保育所の認可についてでございます。第1回の認可審査部会で事前に概要をお伝えしました(仮称)桜丘北保育園の民営化に伴う認可について、運営法人から提出された申請書類をもとに審議をお願いするものでございます。

次に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず次第でございます。案件1の資料としまして、A4横長の資料1.民営化に伴う保育所の認可(令和6年4月)予定について。次に、青色のチューブファイルに綴じております資料2.(仮称)桜丘北保育園児童福祉施設認可審査表及び添付資料でございます。その右横には、参考資料1.関係法令等抜粋を用意させていただいております。本審査部会に関する関係法令等を記載しております。そして参考資料2.市内施設位置図に本日説明させていただく施設の位置を記載しております。そして参考資料3.(仮称)桜丘北保育園の仮設

園舎・本園舎平面図としまして、認可の参考資料として、今後法人が整備を進めます園舎の平面図を用意しております。資料に過不足等ございませんでしょうか。

それでは、会長お願いいたします。

**【会長】**

それでは続きまして、会議の運営事項及び会議の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、本会議の公開など、会議の運営事項、本会議の進め方について説明をさせていただきます。

本日の参考資料1. 関係法令等抜粋を御覧ください。本審査部会は会議ごとに案件が異なることから、その都度会議の冒頭で、公開・非公開についてお諮りさせていただいております。

本日、案件1では、入札前において民営化に伴う保育所の認可予定についての施設整備計画など、広く公表されていない情報を取り扱うこととなります。したがって、1ページの中ほどに記載しております、枚方市情報公開条例第5条の非公開情報となる情報の第3号「法人その他の団体に関する情報」に該当することから、この規定に照らしまして、本会議は非公開とすることが適当であると考えております。また、資料につきましても、非公開の内容が含まれておりますので、会議終了後、事務局でお預かりさせていただきたいと考えております。

続きまして、本日の会議録の取扱いでございますが、本市では会議録は原則公開することとされておりますが、非公開情報に当たる部分を削除するなどして作成したものを、市で意思決定を行った後に、本市ホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議録公表の際の委員名の記載についてでございますが、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程におきまして、会議録を本市ホームページ等で公開する際は、発言の際の委員名は原則記載することとなっております。しかしながら、発言者の記載につきましては、今回のような利害関係の発生する審議内容では、全ての発言者名を公表しますと活発な意見交換に支障をきたす恐れがあることから、「会長」「委員」といった記載によることも可能と考えております。なお、会議録作成のために、会議内容につきましては録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。

次に、本会議の進め方でございます。

2ページ目下段でございます児童福祉法第35条第6項では、市は保育所などの認可等しようとするときは、あらかじめ本認可審査部会の意見をそれぞれ聴かなければならないと規定されております。

認可につきましては、最終的には市の権限と責任において行うものですが、それに先立ち、よりよい教育・保育環境となるよう、各分野の専門的な見地から委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。

皆様からいただきました御意見、御質問等につきましては、事務局から各申請者に内容確認や指導等をさせていただいた上での、認可の可否を決定してまいります。また、最終的な

認可審査の結果及び各委員からいただきました御意見、御質問等への対応結果につきましては、改めて御報告をさせていただきます。

会議の進め方についての説明は以上となります。

**【会長】**

ありがとうございます。ただいま、事務局から会議の運営事項及び会議の進め方について説明がございました。

本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づく非公開事項を取り扱うことになるということです。そのため、非公開事項に関連する部分もあると思いますが、各委員の皆様には忌憚のない御意見をいただけますように、お願いを申し上げます。

なお、会議録については、各委員からの発言について、非公開部分については削除するなどして公表することが妥当であると考えますが、皆様、いかがでございでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【会長】**

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、本日の会議録を、ホームページ等に公開する際の発言者の個人名の記載についてです。原則は記載するということですが、より活発な意見交換を行うため、発言者については、「会長」「委員」と記載をすることが適切と考えて、私だけは特定されてしまいますが、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【会長】**

それでは、発言者の個人名は記載はせず、「委員」という表記で進めさせていただきたいと思えます。

事務局から説明がありましたとおり、本日の案件でございますが、施設の認可について児童福祉法等の規定に基づき、市の責任において決定されます。しかしながら、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地から御意見、御質問をいただき、新たに設置される施設がよりよいものになりますよう、御協力のほどお願い申し上げたいというように思えます。

また、会議に先立ちまして、近畿税理士会枚方支部に所属の木上委員に事前に市役所にお越しいただき、申請書の経理関係について事前に御確認をいただいております。お気づきの点がありましたら事務局説明の後にはでございますけれども、質疑の中で木上委員からも御意見をいただきたいと思います。

それでは、審議案件の次第に従いまして、案件の1になります。令和6年4月に予定している民営化に伴う保育所の認可予定について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、案件1. 保育所の認可（令和6年4月）につきまして、説明をさせていただきます。青色のチューブファイルには法人からの提出書類を綴じておりまして、先頭には認可審査表、その次、2枚めくっていただくと目次として使用いただけます添付書類一覧となります。その後は法人からの提出資料を綴じてございまして、こちらにはインデックスを添付

しており、説明に当たりまして、適宜、委員の皆様にご確認いただく資料を事務局より案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは御審議いただく前に、8月に開催しました第1回から、かなり期間も経っておりますので、全体スケジュール等について改めて説明をさせていただきたいと考えております。

A4横長の資料1. こちらの3ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの3ページには、桜丘北保育所の民営化に係る令和5年度と令和6年度の2か年のスケジュールについてお示ししております。民営化と施設整備、認可審査部会との関わりを一覧で表示させていただいております。現在の状況でございますが、民営化の列に記載のとおり公立保育所から法人への引継ぎや法人職員が各保育室に入って共同で保育に取り組んでいるところで、令和6年4月に認可・民営化することとしております。

また、施設整備でございますが、運営法人公募に当たりまして施設整備することとしておりまして、令和6年3月頃に仮設園舎整備に着工し、仮設園舎完成後に移転して運営を行う予定としており、その後、完成した新園舎に再び移転する予定とさせていただいております。こちらにつきましては、8月の第1回認可審査部会では、2月頃に仮設園舎に着工し、4月時点では完成した仮設園舎で保育を行う予定とございましたので、そちらでの認可を予定しておりましたが、令和6年4月時点では、現在、公立保育所として使用させていただいております現園舎で過ごす予定となりますので、本日の認可審査部会では現園舎での認可を御審議いただくこととなります。

なお、第1回認可審査部会では、仮設園舎や新園舎の図面なども御確認、御意見をいただいておりますことから、本日は参考資料としまして、いずれも図面を御用意させていただいております。後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、4ページの付近見取図では、仮設園舎用地と本園舎との位置関係をお示しさせていただきます。また5ページ、(仮称)桜丘北保育園の概要といたしまして、令和6年4月から社会福祉法人たんぽぽ福祉会が運営を行うこと、定員は今と同じ90人となること。新園舎は鉄骨造の2階建てとなることなどをお示しさせていただきます。

次に、簡単に園舎の配置や設えなどについて説明をさせていただきますので、お手数ですが青色チューブファイルのインデックス22番にあります既設園舎配置・平面図を御覧ください。22番A3横長の資料となります。

園舎は向かって左方向を北としまして、逆L字型の形状をしております。短いほうの辺には0歳児や1歳児の保育室、そしてその中央に沐浴室や調乳室を配置しております。安全確保の観点より、乳児室につきましては廊下に間仕切りを設け、その横には調理室、さらに隣接して更衣室や和室といった管理スペースを設けております。長いほうの辺に移りまして、玄関に最も近い場所に事務室を、その室内には医務室を備え、そこから順に2歳児、3歳児、4歳児、5歳児の保育室と並べております。トイレにつきましては、2歳児と3歳児との間と5歳児の横にありまして、それぞれの歳児に対応した設備としており、一番奥が遊戯室となっております。

こちらの建物につきましては、1階平屋建てであるため、避難も兼ねまして、すぐに園庭に出られるようになっており、スノコや下足箱などを設置しております。各保育室につきましては、定員と面積を記載しており、それぞれ面積基準を満足することを確認しております。

す。簡単ではございますが、現園舎の説明につきましては以上となります。

続きまして、仮設園舎、新園舎の説明をさせていただきますので、机上一番右側にございます参考資料3の1枚目、仮設園舎配置・平面図を御覧ください。

まず、敷地でございますが、図面の上を北側といたしまして、北と西は緩衝地、東は村野浄水場、南側が道路となっております。赤色の線で囲った約1,892平方メートルの敷地に、軽量鉄骨造平屋建て約500平方メートルの仮設園舎を整備することとしております。人や自転車の方につきましては、南側道路の歩道から正門を通ります。駐車場を利用される方は、専用門からそれぞれ進入をしまして、事務室横の門扉を経由し園舎へと入っていくこととなります。

仮設園舎は手前側の棟と奥側の棟の2棟からなっておりまして、手前側の棟には事務室や医務室などを配置しており、0歳児と1歳児の保育室、双方の保育室から進入できるよう中央にトイレ・沐浴室を備えております。事務室からは人の出入りや園庭の状況などを見渡せる配置しております。奥側の棟でございますが、左手より調理室、2歳から5歳までの保育室、そして各保育室の間に各歳児に対応したトイレやシャワーブースなどの設備を整えております。

なお、仮設園舎では、敷地的な制約で遊戯室を備えることができませんので、3歳児と4歳児との間にある可動式の間仕切りをもって、行事に対応してまいります。各部屋の前は廊下で接続しており、屋根を設置することとしております。園庭につきましては、色塗りでお示ししており、658平方メートルを確保しており、プール遊びについてはこちらに組立式プールを設け、運動会等の行事につきましては小学校で開催することとしております。

なお、各歳児の保育室、園庭につきましては、それぞれ記載のとおり、定員以上の面積基準を満足することを確認させていただいております。簡単ですが、仮設園舎の説明は以上となります。

続きまして、本園舎の説明をさせていただきますが、説明に先立ちまして、前回御意見をいただいております立地環境につきまして説明させていただきますので、青色チューブファイルのインデックスの20番付近見取図を御覧ください。

こちらは図面の上側が北方向として赤色の四角囲みの中央にあるのが現園舎、右手に拡大した航空写真を併せてお示しさせていただいております。園舎北側は道路、西側はUR団地の道路、その横には駐車場となっております、団地の住居棟とは離れた位置関係となります。また、東側につきましては一戸建て住宅が2メートル弱の擁壁の上に並んでおりまして、南側につきましては駐車場と菜園といった立地環境となっております。また、1枚めくっていただくと、最寄り駅からの位置関係をお示しさせていただいております、京阪星ヶ丘駅から約1キロの位置環境になってございます。

お手数でございますが、再び参考資料3に戻りまして、本園舎の1階平面図を御覧ください。先ほど見ていただいた仮設園舎の次の図面となります。

施設の概要でございますが、約2,219平方メートルの敷地に740平方メートルの床面積、2階建て鉄骨造の園舎を整備することとしております。人と自転車については、北西隅にある正門の電気錠を経由して園内に進入することとなり、保護者要望を踏まえバギー置場や駐輪場など広めの送迎スペースを確保し、破線のとおり庇を活用して雨に濡れない

設計としております。

玄関に進み建物内へと入りますと、玄関脇には事務室や医務室、湯沸室といった管理機能を集め、事務室から送迎の状況が見渡せるようにしております。その反対側には調理機能を集約しております。駐車場側の専用扉から食材を搬入し、衛生管理の一環で調理員専用のトイレを配しております。運営法人は他園でも実践しているとおり、食育の一環として、調理の先生が給食を作っている姿が分かるように、調理室の床を掘り下げ、カウンター越しに調理の様子が見えるようにしております。なお、遊戯室とホールとは一体利用できる造りとしております。

園舎西側には0歳児と1歳児の保育室を設け、その中央にトイレ・沐浴室のほかテラスを配し、このテラスにつきましては、乳児専用区画として活用してまいります。1歳児と2歳児の保育室の間にあるテラスについて、子どもたちはここから園庭に出入りして活動することとなり、手洗い場・足洗い場などを備えてございます。また、2歳児保育室に隣接して、トイレや洗濯室、外部トイレ、外部倉庫などを並べるほか1階にはホール横に多目的トイレや子育て支援室を設けています。

続きまして、中央階段を上り2階へと移ります。1枚めくっていただき、2階平面図を御覧ください。屋内階段につきましては、緩やかな階段とし、転落防止と安全対策の観点から、幼児が握りやすい高さの専用の手すり、二重手すりを取り付けることとしております。

2階は3歳から5歳の幼児の保育室とトイレのほか、職員休憩室や更衣室などを備え、子どもたちが絵本に親しめる空間として活用することとしております。また、前回の認可審査部会で御意見のあった相談機能として子育て相談室を設け、1階の子育て支援室ではブックスタートや体験会などの地域的な活動を主として、2階の子育て相談室では個別の保護者の相談に応じていく予定です。

各歳児の保育室につきましては、複数の避難経路を確保しているほか、保育室、園庭につきましては、お示しのとおり面積基準を満足することを確認させていただいております。簡単でございますが、本園舎の説明につきましては以上となります。

#### 【事務局】

続きまして、認可審査表の説明に移らせていただきます。チューブファイルの先頭にある児童福祉施設認可審査表に沿って事務局があらかじめ確認した内容につきまして、それぞれ説明をさせていただきます。

なお、各項目の一番右に添付資料という欄がありますが、こちらに記載の番号は確認の際の根拠となる添付資料の番号で、インデックス番号と一致しており、適宜、資料を御確認いただければと考えております。

また、次の添付資料一覧、認可審査表から2枚めくっていただき、添付資料一覧でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、目次として活用いただくために御用意させていただいているものです。例えば、法人が使用するマニュアル類を確認しようとしたとき、インデックス番号16といった形で案内をさせていただきますので、適宜、資料を確認いただきながら、気になるところがございましたら御意見いただければと思います。このほか、法人から提出のあった保育所設置認可申請書を一式、御用意させていただいております。

それでは、早速ですが認可審査表に戻っていただき、こちらに沿って順次説明をさせていただきますので、審査表と資料とを見比べながら御確認くださいようお願いいたします。

まず、審査表の基本事項としまして、1. 設置主体、2. 施設名称、3. 定員について、それぞれ記載しており、定員には各歳児の人数を、配置基準には歳児ごとに条例等で求める必要保育士の数をお示しさせていただいております。

配置基準について、0歳児では児童3人に対して保育士1人、1歳児では児童5人に対して保育士1人の配置を求めており、国が示す現行の基準では1歳児では6人に1人となりますが、本市条例で手厚く配置しております。2歳児では児童6人に対して保育士1人、3歳児では児童20人に対して保育士1人、4、5歳児では児童30人に対して保育士1人となっております。4、5歳児は合算で、各歳児の小数点第1位まで計算したものを合計しますと11.0人、つまり11人の保育士が必要となってまいります。

次に、確認事項に入らせていただきます。

1. 定員につきましては、枚方市域では3歳未満児で待機児童が多い実情を鑑み、運営法人の公募に当たり、3歳未満児を全体の4割以上に設定することを求めており、90人定員に対して3歳未満の定員が39人で43.3%となりますので、事務局で囲み欄に丸と記載させていただいております。

2. 職員につきましては、保育士でございますが、インデックス4番の職員名簿で、保育士が配置基準以上に配置されているかを確認し、基準以上の配置があり、施設長・主任・保育標準時間認定児童を受け入れる場合の加配保育士、体調不良が出た際の看護師などが配置されておまして、先ほどの配置基準以上の配置がありますので、丸とさせていただいております。

次に、インデックス7の職員配置ローテーション表で、常勤職員で早番、遅番などを織り交ぜながら、早朝・夕方について非常勤職員を配置する予定としており、ローテーションが適切であることを確認しておりますので、丸とさせていただいております。

次に、インデックス6. 保育士証で、保育士資格を有しているかを確認しまして、施設長以下31人全職員に対して、現時点で保育士資格を有しているものが、看護師を含め22人、取得見込みが1人、資格のない子育て支援員が2人となっております。配置基準の11人を充足していますので、丸とさせていただいております。

次に、嘱託医につきましてはインデックス8と9で、内科医、歯科医ともに配置されていますので、丸とさせていただいております。

次に、調理員ですが、先ほどの職員名簿で4人の配置が確認できており、丸とさせていただいております。

続きまして、3. 設備の基準に移り、まず面積基準でございますが、0歳児・1歳児の場合は児童1人あたり3.3平方メートル、2歳児以上については児童1人あたり1.98平方メートル、屋外遊戯場は2歳児以上について児童1人あたり3.3平方メートルの面積を求めています。これらに保育所定員を乗じて、必要面積を確認するとともに、インデックス1の各室面積表、またインデックス22の平面図などでも確認し、全ての部屋で面積基準を満たしていることを確認しています。なお、民営化となって受け入れる在園児の関係で、入



所予定児童数が定員より10人多くなりますので、こちらでも検証をし、全て基準を満たしていることを確認しております。

また、調理室・事務室・医務室・調乳室、便所につきましても配置を確認しておりますので、いずれも丸とさせていただきます。

続きまして、4. 保育室等を2階以上に設ける場合がございますが、現園舎は平屋建てとなるため認可審査表2ページの3階以上、4階以上も含めて該当しませんので、いずれも斜線とさせていただきます。

次に、3ページにある5. 屋外遊技場でございますが、敷地内に園庭を確保できており、屋上使用や代替地使用に該当しませんので、こちらも斜線とさせていただきます。

次に、6. 土地・建物の状況でございますが、土地・建物につきましては本市から貸与いたしますので、丸とさせていただきます。

次に、7. 保育時間でございますが、こちらはインデックス番号14の桜丘北保育園運営規程で、7時～19時の12時間の開所を行い、条例の規定を満たすことを確認しておりますので、丸とさせていただきます。

次に、8. 保育の全体計画でございますが、インデックス24番の全体的な計画で、保育所保育指針に従った保育計画が設定されているかについて内容を確認させていただいており、0歳児をはじめ現行の保育所保育指針に対応し、職員研修や地域連携につきましても実施を確認しておりますので、丸とさせていただきます。

次に、9. 運営規程でございますが、こちらはインデックス14番の先ほどと同じ、桜丘北保育園運営規程で園の運営に関する重要事項11項目が規定されているかについて確認を行い、条例で定める項目が規定されていることを確認しました。また、15番の就業規則で規則が適切に作成されているかを確認させていただいておりますので、丸とさせていただきます。

次に、10. 児童福祉法第35条第5項に規定する事項でございますが、第1号については、インデックス10から12までの収支予算書、決算書をあらかじめ木上委員に御確認をいただきまして、木上委員からは運営法人から提出された財務関係資料を確認した結果、財務状況について特段問題がなく、経済的基礎があるということを確認いただいておりますので、丸とさせていただきます。

第2号については、インデックス3の経営者履歴書にて当該保育所の経営者が社会的信望を有していることを確認し、丸とさせていただきます。第3号については、インデックス5番の職員履歴書で、施設長となります酒井氏の履歴書を確認し、現在の法人で33年間の勤務経験があり、実務担当の幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有していることを確認しておりますので、丸とさせていただきます。第4号については、インデックス18の該当しない旨の誓約書で、児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる項目に該当しないことを確認し、丸としております。

最後に、11. その他の法令等に定める基準を満たしているについて、提出書類を確認いたしまして、問題のある項目はございませんでしたので、丸とさせていただきます。

以上、長くなりましたが、案件説明は以上となります。

**【会長】**

長い間、ありがとうございました。今、説明がありましたですけれども、何か御意見とか御質問ありますでしょうか。

【委員】

先日、桜丘北保育園の認可に先立って、財務内容等の書類を確認して検討させていただいたんですけど、そのときに6点ほど疑問点とか改善点等を指摘させていただき、運営するたんぼぼ福祉会のほうへ市から投げかけをしていただくと回答をいただいておりますので、私のほうで問題はないと考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

【会長】

はい。別段問題はないということですか。

【委員】

はい。あくまでもこちらの提出書類からとなります。このような言い方は語弊があるのかもしれませんが、数字は操作できる場所がありますので、実際に財務内容として預貯金が現実にあるのかどうかといった辺りも一応確認していただくように依頼させていただいています。

【会長】

6件、指摘されたというのは、そういう辺りのことを御指摘いただいたのでしょうか。

【委員】

はい。そういう財務に関することが主ですね。

【会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。どうでしょう。

別段問題は全くないんですけど、医師の履歴書っていうのは写真も載せず、これでオーケーなのでしょうか。履歴も大学からしか書いてないですが。何か履歴書を通して見ると専攻学科の科が何々課となっている人もいます。これはもう別に問題があるとかではないんですが、ちょっと誤字を見つけてしまったんで、どうかという話です。

【委員】

確かに過去の事例として医師免許が偽物だったということがありましたから、その辺りは確認、チェックはしていただいたほうがいいかもしれません。

【会長】

医師免許のコピーは入ってましたね。

【事務局】

はい。9番に綴じさせていただいております。

【会長】

綴じてますね。

【事務局】

はい。開業されていまして、医師免許についてどうなのかということについて質問をいただいているという形でしょうか。

【会長】

それで、保育士等などの履歴書に対しても、別段書式はないということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【会長】

履歴書であればよいと解釈してよろしいですか。

【事務局】

はい。

【会長】

ちょっと、勤務のローテーションのことでお伺いをしたいんですけども、土曜日の勤務についてですね、インデックスの7番のところの見方を教えてください。

【事務局】

すみません。小さいので申し訳ないんですけども、右下に凡例がございまして、h、8、⑧、9、⑨、10、オとあり、hが朝の7時から15時半の8時間半で、早番となっており、それ以降の出勤は8時、8時半、9時となっております。一番右の片仮名のオが遅番となっておりまして、10時半出勤の19時終業となります。ちょっと読み取りづらいのですが、こういったシフトでローテーションされてることを確認いたしました。

【会長】

では、土曜日の想定は何人で、保育士を何人確保しているのでしょうか。園児に対して保育士の配置が何人ってということになりますよね。

【事務局】

そうですね。土曜日の場合、すべての児童が利用されるわけではなく、実際に今の公立施設として桜丘北保育所を運営している中で、数名程度の利用になっています。

【会長】

数名程度なのですか。

【事務局】

朝7時からなかなか来ないです。

【事務局】

また来年、新0歳が入所してきて、ちょっとそこはまだ確認できてませんが、現在利用されてるところの割当てでシフトを組んでると言われていました。

【会長】

ということは、実際の利用状況上をみて、それに対応する勤務表を作っているということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

分かりました。

【事務局】

障害のある方が例えば土曜日に使われたら、当然もう1人保育士が必要ということになってきます。

【会長】

なるほど。

**【事務局】**

実際に法人は、今の公立保育所に入って、10月から共同保育に取り組んでいますので、既に実態は把握しており、たとえば4月6日ですと早番、午前の職員で一応6人出勤しております。

**【会長】**

分かりました。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。どうでしょう。

**【委員】**

この間もちょっと言っていたんですが。

相当預貯金が、残高として計上されているのですが、ただ、実際にあるのかどうかを確かめるために、その時点で例えば預金通帳の残高を一緒に提出していただくとか。実際に法人であれば、税務署にちゃんと銀行から残高証明書とかを取得してるので。今回そこまでは必要ないかもしれないですが、最低、通帳のコピーや証書のコピーぐらいは手配して実際にあるかないかを確認するために、出していただく方向でいいんじゃないかなと。そんなことは多分法律にはないかもしれないですけども、あまりにも残高が多いので。

**【会長】**

多分、委託費という形で入っていったのと、例えば園独自で何か事業をやったりしての収益というのが上がってきて、それに対しては公益でないと駄目やということになるとは思うんですけども。ひょっとして、それだけ残高があるということを見ると、言うたら子どもたちへのサービスとして、十分に使う資金を万が一みたいな形で貯めてるということも考えるかもしれないです。適正に執行されてるかどうかは、やっぱり残高証明書等々っていうことはやっぱり必要にはなってくるように思いますが、これは義務付けられてはいないんですか。

**【事務局】**

すみません。今、現時点で提出書類につきまして、何か残高が分かるような例えば通帳の写しというところまでは求めておりません。

**【会長】**

ないですか。

**【事務局】**

決算書だったり、予算書の各昨年のを提出いただくということでやっていますが、その点については、事務局としましても今後どのような形で確認させていただくのか、ちょっと検討させていただきます。

**【会長】**

残高多いっていうのがね。ちょっと気になりますね。

**【委員】**

それは、そんな難しく考えないで、一緒に預金のコピーも頂戴ぐらいでいいんじゃないですかね。

**【事務局】**

すみません、ありがとうございます。

**【会長】**

ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。

今回、新園舎は参考ということになっているということですが、やっぱりどうしてもトイレのことが気になってしまうんですけども。新園舎、参考資料3のほうの新園舎に対して、便器、大きさですね。部屋の大きさについては書いてありますが、例えば便器を幾つ設置するとか、そういうのはちょっと見えてないんです。仮園舎の場合は見えてるんですが。これはどうでしょう、チェックされていますでしょうか。

**【事務局】**

そうですね、こちらの図面では、便器のサイズと設備の数が落とし込まれてないのですが、内容は確認しております。1階ですと0歳児と1歳児保育室のところには大が3つ、汚物流しが1つ、当然0歳児・1歳児さんの乳児用のものが3つといった形になります。2歳児保育室横のトイレにつきましては、乳児用トイレ3つと幼児用トイレ2つといった形になっておりまして、シャワーを備えています。それで、遊戯室横のトイレにつきましては、幼児用1つと小1つ。外トイレにつきましては、幼児用の大が1つ、小が1つとなります。

**【会長】**

すみません、どこのことでしょうか。

**【事務局】**

外から入れる、すみません。2歳児保育室横にある外から入るトイレです。

**【会長】**

外からの。こちらが1、1のトイレですか。

**【事務局】**

はい。続きまして、車いすトイレにつきましては大が1つ。このほか、このフロアとしまして、調理員専用を除いて、大人用が2つで小計は大が12基、小が4基となっております。汚物流しが0、1歳児のところと2歳のところに1つずつで2基あります。

それで2階につきましては、3歳保育室でトイレ4と書いてあるところは、幼児用のトイレ大が3つと小が2つ、汚物流しが1つ。4、5歳児の保育室につきましては、大が3つと小が3つ、汚物流し1つ。このフロアで大人用が2つとなっております。このフロアでの小計は大が8基、小が5基、汚物流しが2基となっております。建物全体で見ますと、大が20基、小が9基、汚物流しが4基となっております。

**【会長】**

ありがとうございました。当然、トイレ4、トイレ5っていうのは、個室形態になっていることですね。

**【事務局】**

天井まで壁がない形と言いますか、個別のブースになっています。

**【会長】**

いわば、全面オープンではなくて、そういう形ですね。

**【事務局】**

はい、そうですね。

**【会長】**

ありがとうございます。0歳児さん、1歳児さんにシャワーは要りませんか。

**【事務局】**

シャワーにつきましては、3歳児、4歳児、5歳児も含め、それぞれシャワーは備えてお  
りまして、各歳児のところにそれぞれある形になっております。

**【会長】**

ほか、いかがでしょうか。

**【委員】**

単純な疑問なんですけど、この調乳室とか授乳室とかって書いてあり、0歳児とも書いて  
ますので、まだいわゆるお乳がいる年齢というか、そういう月齢の赤ちゃんがおられると思  
うんです。ここで先生の定員が書いてましたけど、全部の保育士さんのね。それで1人が全  
部それを賄っておられる。例えば授乳時間って、その人によって違うとは言いながら、若干  
ずれても、朝御飯をお昼に食べるということは基本的にないので、同じような時間帯になりま  
すね。小さいお子さんでしたら3人と書いてますけど、9人で3人、単純に割り算したら、  
3人の赤ちゃんを1人の方が授乳とか、こういうのはできるのでしょうか。

**【事務局】**

基本的には1対3になってますんで、3人みるんですけれども、0歳児は大体6月以上た  
って来られるという形になります。それで、もちろん0歳児の昼食っていうのは、10時半  
から11時頃に、ほかの子どもよりも大分前倒しで提供することになっていまして、順次、  
ちゃんと管理された調理室で作ったものを順次出してるんですけれども、基本的には0歳  
児はベッドなりで順次食事を取ってもらっており、対応はできていると思います。

**【委員】**

ありがとうございます。イメージとして、1人ずつ飲ますイメージがあるので、2人、3  
人はどう抱えるのかと思って。

**【委員】**

ベッドに寝ているような感じになります。

**【委員】**

分かりました。ありがとうございました。

**【会長】**

そうですね。国の配置基準がそうなので、やはり保育所は工夫して授乳をしないとけな  
い。それから先ほども説明がありましたように、時間が少し全体より早いので、その時間帯  
に応援を受けてやってるのでしょうか。

**【事務局】**

0歳児は別途看護師職員がおりますので、そこは応援という形では配置していません。

**【委員】**

どなたか補助と申しますか。保育士さんでなくても、ちょっとそういうのができる方はお  
られると思うので、その方がされてるのかな、どうなのかなと思ひまして。

**【会長】**

よろしいですか。

**【委員】**

仕方がないことですね。

**【会長】**

そうですね。

**【委員】**

いや、本当に。ふだん、おうちでマンツーマンでみてても大変なのに、3人というのは。

**【会長】**

両方抱えてってということもあるかもしれませんし。ベッドに寝てるという状態でここにタオルを置いてですね、こう授乳してるというのも見かけたことはあります。でも、国の基準でございますので、いろんな工夫をされてやってるのだと思います。

はい、どうぞ。

**【委員】**

図面で見えていて、現園舎も仮設園舎も保護者がお迎えに来たときに、割と園庭のほうまで行って、園庭の側から保育室のところに入ったりとかして、それで多分、子どもを遊ばせながら、そこで保護者同士がお話をされたりっていう時間、そこに保育士が出てきてっていうような形の時間がすごく有意義なんじゃないかと思うんですけども、新園舎だと園庭のほうになかなか出ていけない。送迎スペースって、これちょっと図面で見ただけなので、どれぐらいなのかっていうところなんですけれど、ここに何人かが集まってしまうのかってところがちょっと気にはなっているんですけども。それで、子どもたちは園庭で自由に遊びながら、お母さんのお話しが終わるのを待っているっていう感じですけど、送迎スペースのところだと、早く出て行こうみたいな感じで、ちょっと混乱するんじゃないかと。保育室とこの遊戯室の辺りの中で保護者がたまるということを想定しておられるのかもしれないですけども。

**【事務局】**

今時点で、自転車はグラウンドには出れないような仕様となっています。

**【委員】**

そうなんですか。

**【事務局】**

幼稚園では、結構2時頃で終わり、園庭のところで一緒にしゃべられてるという風景を多分想像されると思うんですけども、保育所の場合、おおむね6時、7時にしか帰ってきませんので、大体皆さんが玄関スペースのところでお話しされたりとか、ちょっと事務室に寄ってから入られたりってような形が、現在もそういう形で行ってますので、新園舎についても同様の形で考えてます。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【事務局】**

22番のこの仮設園舎図面の1枚前に、今の園舎の配置図があり、グラウンドって書いてあるところが園庭になります。こちらの北西隅のところから、人は門を通過して入ってくるため、園庭側にはどうしても建物を介してじゃないと出られないような形になっております。

ただ、皆さんよく玄関や各保育室前の椅子のところの情報交換なりをしていただいたんですが、新園舎につきましても、おっしゃっていただいたように保護者間のそういう連携と

か、コミュニケーションとか、そういった取り組みについては、法人さんも分かっておられるので引き続きしていただけるようにお伝えしておきます。

**【委員】**

はい。あと、新園舎の2階なんですけれども、絵本のホールがどんな形で本棚を置かれるというところが、ちょっと今分からないのですが、こっって本当にオープンスペースで、子どもがぐるぐるぐるぐる走り回ってそうで。

**【会長】**

回廊下です。

**【委員】**

走って遊びそうな、何か特に年齢の高い子たちなので。どんなふうなイメージを持っておられるのか。そこで、絵本を何かゆっくり見るみたいな環境が確保されるのかというところはどうでしょう。

**【事務局】**

8月にお示しした段階では、この屋内階段を囲むような形で置いてたんですが、やはり幼児さんなので、元気に遊ぶだろうということがあって、この遊戯室の上部の吹き抜け付近の柱に、ちょっと出っ張りがありますので、こういったところの解消も含め、本棚を配置させていただいて、ちょっとたまれるようなスペースができればと確定ではないですが、意見ではそういう形で頂戴しています。

**【委員】**

あと、もう一点なんですけどインデックス24の保育の計画のところなんですけれども、1枚めくって、裏側に保育内容の様々な形態の保育とあって、異年齢保育と書いてあるんですけど、ここ新しくやるところは異年齢を取り入れるということですか。

**【事務局】**

通常の時間は、保育時間は各クラスなんですけども、中には異年齢保育があったりですとか、障害ある園児がちょっと遅れる場合は、小グループ保育なんかも現状も行っておりました、あくまで延長保育時間といいまして、夕方5時から夜の7時までで、ほとんどのお母さん方が迎えに来て、子どもが少なくなってくるんですが、その際は0歳、1・2歳、3・4・5歳という、こういう3つのクラスになって運営を行ってるんです。だから、そういうところでも異年齢を一緒に保育しますので、いろいろな気づきもあるのではないかなというところですよ。

**【委員】**

そしたら、そういうときは、どこかのお部屋を柔軟に使いながらということですか。

**【事務局】**

現状、3・4・5歳は、大体遊戯室とかを使っています。

**【委員】**

はい。すごく細かいことなんですけど、今見ていただいたところの下にある行事のところで、ここだけ子どもの供が漢字になっているんですけど。あと何か、特徴のある保育っていうとあれですか。食育、先ほどもおっしゃってましたけど。何かあんまり特徴がなくそういうふうに書いておられるのかもしれないんですけども。



**【事務局】**

今の公立保育所を民営化されるということで、基本的に公立の保育を引き継いでいただくという形になってまいります。法人ももちろんイメージ等々もありますので、そこについては、一定、公立の保育をベースにしながら、新たなものに取り組んでいくというふうにお伺いしています。

**【委員】**

とても保育所保育指針に忠実に書いておられる計画ですね。

**【事務局】**

今現在、公立でそういった国の指針に従っておりますので、まずはそこに従ってもらうというような形でお話をさせてもらっております。

**【委員】**

保護者が混乱しないようにっていうことは、民営化するときの大前提かと思しますので、ありがとうございます。

**【事務局】**

ありがとうございます。

**【会長】**

すみません、保育所の場所から小学校まではどれぐらい移動時間がかかりますか。歩いて。

**【事務局】**

仮設園舎の場所からですと、私たちの足だと約3分という感じです。

**【会長】**

分かりました。

**【事務局】**

今後、建て替えの新園舎のところからですと、やっぱり5分以上はかかると思います。仮設園舎の場所からはかなり近いです。

**【会長】**

分かりました。それで、新園舎からでは5分ぐらい。

**【事務局】**

もうちょっとかかります。ですので、仮設園舎のときには小学校のグラウンドを使わせていただき、運動会をやらせてもらうんですけども、新園舎ができた際には、当然新園舎のグラウンドでやります。

**【会長】**

いや、今年元旦にああいう震災がありましたので、このところ見ると、緊急避難で避難場所が小学校になっているので。

**【事務局】**

そうですね。

**【会長】**

そこまで移動するのに、12人の乳児がどういう状態で行けるのかなということ。

**【事務局】**

そうですね。

【会長】

そういったようなことを想定されて、例えばバギーとか、そういうようなものですね。子どもたち、乳児を乗せて移動するものの収納するスペースとかいうのは、どこになるのかなと思って、ちょっと見たんですけど。外部倉庫でよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね、外部倉庫とそのほか日常的に使うテラスです。0歳児・1歳児さんの間にテラスがあり、こちらに避難車を置き、これも活用しながらといった形になるかと思います。

【会長】

しまっているより出しっ放しって言ったらかわいいですけど、収納がないですからね。

【事務局】

そうですね、軒下の幅の程度によるかと思うんですけど、こちらにも何台か置いて、日常使いをするという形を聞いております。

【会長】

そうですね。はい、ありがとうございます。

【事務局】

現在、バギーは公立で使っています。遠足っていいですか、散歩に行くときに使ってるんですけれど。

【会長】

6人乗るようなやつですね。

【事務局】

日々使わせてもらっています。

【会長】

ほか、よろしいでしょうか。

【委員】

たんぼぼ福祉法人の成り立ちですが、もともと国家公務員宿舎があったところの横に当時国家公務員が預けるためにいうことで、最初は小さな保育所から始まってやってらっしゃるので、真面目な人がまずやっておられたというイメージがあります。特に問題はないんじゃないかと思います。

【会長】

なるほど。

【会長】

今も法人としては大きくなって、何園も運営している法人になっておられるので。4つぐらいやってたんですかね。

【事務局】

そうですね。枚方市内で2つ、市外に2つで現在4つ運営されております。

【会長】

間違いないということでございます。

ほかにもございますか。どうでしょう。もしよろしければ、これでこの案件については終わ

りということにしたいというように思います。事務局におかれましては、今、幾つか御質問、御意見が出たと思いますので、それを踏まえて、申請者への確認とか、それから修正等を行っていただけますようによろしく願いいたします。

なお、本日の案件における御意見で、事務局との調整が必要なものについては会長である私に御一任いただき、よろしゅうございますか。

(異議なし)

**【会長】**

ありがとうございます。では、本日の案件は以上ということにします。

では、事務局から何かございますでしょうか。

**【事務局】**

最後に事務局から何点か連絡事項をお伝えさせていただきます。

まず、今後のスケジュールについてでございますが、本日の資料等について不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、1月24日の水曜日までに事務局の私立保育幼稚園課まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日審議いただきました案件につきましては、頂いた御意見、御質問を踏まえ、今後、事務局で2月中を目途に認可の進めを進めてまいります。認可の結果及び各委員からの御意見等への対応につきましては、改めて委員の皆様にもお知らせをさせていただきます。

また、本日の会議録でございますが、後日、会議録(案)を委員の皆様にお送りさせていただきますので、内容確認のほどよろしくお願いいたします。各委員の皆様を確認いただいた後、内容を確定しまして、公表できる時期になりましたら、市ホームページ等で公表させていただきます。

最後となりますが、冒頭でも説明させていただきましたように、本日の資料につきましては、広く公表していない情報も多分に含まれておりますので、机の上に置いて御退席いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡事項につきましては以上となります。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは、委員の皆様、何かこの際発言ということがありましたら、お願いをしたいですが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、これをもちまして令和5年度第2回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を終了いたします。どうもありがとうございました。